

## 【基本方針】

神戸市周辺での終息を迎えるまでは基本的に感染拡大期として対応する放射線治療業務の完全停止を回避すべく事前の診療体制縮小を許容する

- ・一部の良性疾患や乳癌・前立腺癌等での待機
- ・単回照射・短期照射で行うことを基本

2 チーム化による感染機会の減少とトレーサビリティの確保（別途作成）

### 1. 放射線治療中患者に発症（PCR 陽性が判明）の場合

#### 1) 当該患者について

感染症指定病院（または対応病院等）に入院となる。周囲の感染回避の視点からも、入院施設に依らず放射線治療は基本的には中断せざるを得ない。2 週間以上の入院や自宅療養等が必要と考えられ、放射線治療の効果低減・重篤な有害事象発症リスク等から、原則として中断した場合は治療終了として扱い再度の放射線治療も予定しない。休止では患者に著しい不利益を与える場合は ICT のサポートのもと継続も考慮する。可否判断に悩むケース等については、主科担当医、ICT を含め検討する。

#### 2) 他患者の治療について

##### 1. 放射線治療スタッフ内で既知の感染者や濃厚接触者が全くいない場合

→基本的に従来通り治療を継続する

##### 2. 当該患者との濃厚接触者が放射線治療スタッフにいた場合

→濃厚接触者の人数や推定される感染経路により以下の如くとする

(ア)放射線治療スタッフ 1 名のみが当該患者の濃厚接触者と判断され、かつ他のスタッフに当該スタッフとの濃厚接触者がいない場合

→感染経路として当該患者からと推定されるため他患者の治療は従来通り継続する

(イ)放射線治療スタッフ 1 名のみが当該患者の濃厚接触者と判断され、かつ他に当該スタッフとの濃厚接触者がいる場合

→複数スタッフが濃厚接触者と判断された場合に準ず

(ウ)複数の放射線治療スタッフが当該患者の濃厚接触者と判断された場合

→段階的に診療体制を縮小する

- A. 当該患者との濃厚接触ありと判断された医療スタッフ（該当患者を担当していた医師・技師・看護師）は治療業務休止（14 日間）とする。
- B. 濃厚接触ありとは判断されなかった勤務可能な医師・診療放射線技師・看護師の人数に応じて、他患者の治療継続の可否を判断する。
  - i. 医師（3 名）・診療放射線技師（7 名）・看護師（2 名）以上が勤務可能であれば、通

常通り、すべての治療室（3室）での治療を継続する。但し、高精度照射など一部の特殊治療については新規に開始しない。

- ii. 医師（2名）・診療放射線技師（5名）・看護師（1名）以上が勤務可能であれば、2室での治療を継続する。新規患者の受け入れは要相談。
- iii. 医師（1名）・診療放射線技師（3名）・看護師（1名）以上が勤務可能であれば、1治療室での治療のみを継続する。新規患者の受け入れは不可とする。近隣施設への紹介や他の治療法による対応を原則とする。
- iv. 前項以下のスタッフ数となった場合は施設としての放射線治療を全て中止とする。可能な限り他施設での治療継続や他の治療法による対応を模索する。

## 2. スタッフに感染者判明の場合

→基本的に 1.-2) -2. (ウ) に準じた対応とする

## 3. 放射線治療部門外・院内で感染者が多発し、病院として外来縮小・休止方針となった場合

1) 前項に準じた対応として、治療中患者は可能な限り継続する。新規患者で緊急以外は他施設での治療依頼とする。